

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日母おぎゃ一献金基金(以下「日母基金」という。)の定款第35条の規定に基づき、役員報酬、役員賞与及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第29条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、日母基金を主たる勤務先とし、週3日以上日母基金の業務に従事する役員をいう。
- (3) 役員報酬等とは、日母基金が役員に対し、役員としての業務の対価をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 日母基金は、常勤の役員に対し、評議員会において定める役員報酬総額の範囲内で、別表に定める上限額の範囲内にて役員報酬を支給する。ただし、常勤以外の役員に対しては、支給しない。

2 常勤の理事に対する役員報酬の額は、理事会の決議により別に定め、監事は、監事同士の協議により定める。

3 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、職員給与規程を準用する。

(役員賞与等)

第4条 日母基金は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(公表)

第5条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(準用)

第6条 役員報酬等の支払方法等については、職員給与規程を準用する。

2 定款第36条に規定する顧問については、この規程を準用する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

この規程は、日母基金の設立登記のあった日(平成22年11月1日)から施行する。

別表

報酬月額 580,000 円以内